平成２２年（フ）第１９号
熊本県玉名市立願寺157番地６
破産者　杉本　重雄
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１０５３号
静岡市葵区安東３丁目２番36号
破産者　堀　　亨子
１　決定年月日　平成22年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１号
静岡県田方郡函南町上沢956番地の１
破産者　髙橋　静山
１　決定年月日　平成22年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１０号
熊本市小山２丁目18番21号
破産者　吉川　政能
１　決定年月日　平成22年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結

平成２０年（フ）第７０号
島根県邑智郡邑南町阿須那1375番地
破産者　種　　義男
１　決定年月日　平成22年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第４９３号
静岡県浜松市南区卸本町13番地
破産者　協商株式会社
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成１９年（フ）第１４２号
熊本県阿蘇市蔵原1082番地
破産者　農事組合法人阿蘇自然農園
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７４号
石川県七尾市西三階町乙52番地１
破産者　有限会社轟建設
１　決定年月日　平成22年８月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
金沢地方裁判所七尾支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１４０号
静岡県藤枝市大東町408番地の７
破産者　山下　昌和
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４９４号
静岡県浜松市南区米津町3000番地の17
破産者　田中　正孝
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
神戸市長田区長田天神町３－１－１－104、住民票上の住所神戸市長田区西山町４丁目７番22号
破産者　加計　　豊
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７５６号
広島県安芸郡熊野町出来庭９丁目９番10号
破産者　尾濱　秀子
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８３号
広島市安芸区瀬野１丁目２番15―605号
破産者　堀田　文夫
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１６４号
香川県高松市香南町岡51番地４、開始決定時の住所香川県高松市桜町１丁目７番５―215号
破産者　高津　和夫
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４１９号
愛媛県四国中央市川之江町2403―１、住民票上の住所香川県三豊市豊中町上高野4148番地
破産者　石津　隆徳
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４４６号
愛媛県四国中央市川之江町2403番地の６、住民票上の住所香川県三豊市豊中町上高野4148番地
破産者　石津　隆敏
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第１３４号
岐阜県養老郡養老町石畑1375番地５　ヴィーブル養老103号室、開始決定時の住所岐阜県大垣市本今３丁目214番地
破産者　大楠　竜哉
１　決定年月日　平成22年８月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第７５号
石川県輪島市三井町洲衛馬蜂56番地
破産者　堀下　栄一
１　決定年月日　平成22年８月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部